

静岡県教育委員会
義務教育課長様

平成26年度
言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、通級指導教室について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、言語・聴覚・発達障害に関する教育の推進を図ることを目的として、昭和45年の発足以来、県下の通級指導教室、養護学級（難聴）担当者が、幼児教育担当者や医療機関等の療育担当者と共に言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。近年においては、本会主旨に賛同される校内特別支援コーディネーターの先生方にも本会に加入していただき研究団体としての基盤が確立されています。

現在、全国的にも通常学級における特別な支援の必要な児童・生徒が増えています。待機児童・生徒がでないよう環境整備にご尽力いただいておりますが、十分な指導環境が整わないのが現状です。しかしながら、通級指導に対する期待が量と共に質の面でも高まっています。今後も、言語・聴覚障害児教育はもとより、発達障害児教育等も含めた研究組織として本県の特別支援教育の発展に対して更なる役割を果たしていきたいと考えております。

いよいよ障害者制度改革の動きとして、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別教育支援の推進」が報告され、「障害の有る無しにかかわらず同じ場所で共に学ぶ」インクルーシブ教育システムが4月から導入されました。従って、全ての教職員に専門性が求められるようになりました。通級指導における知識や技能の専門性を通常学校・園の先生たちに伝えていくことが期待されます。積極的に私たちの持っている専門性・指導力を伝授できる場を設けていくよう働きかけることが意識改革の第一歩となると思いますので、別記事項について格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成26年10月27日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）宇佐美昌好

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会＝静言研とは・・・

1 組織の沿革

昭和 44 年、静岡市立一番町小学校と浜松市立高砂小学校に「ことばの教室」が開設された。以後、次々に「ことばの教室」が開設された。

昭和 45 年、静岡大学の新井清三郎教授を会長として「静岡県言語障害研究会」が発足された。「ことばの教室」6 教室の担当者を中心に 20 名の会委員でのスタートであった。この会は、教育に関することのみならず、医療・福祉の増進を図ることも目的として、調査、診断、治療、教育、福祉など幅広い分野で研究協議や情報交換が活発に行われた。

昭和 55 年には言語障害学級 20、難聴学級 8、関連言語教室（幼児）3、会員数 90 名となり、会の名称を「静岡県言語・聴覚障害児教育研究会」と改め、難言教育の向上のための実践的研究を着実に積み重ねていった。しかし、依然として、「実態は通級」だが「制度は固定学級制」という矛盾は解消されていなかった。このような状況に対して、文部省は平成 2 年に「通級学級に関する調査協力者会議」を設置し、平成 5 年「通級による指導」が法制化され、教育課程に明確に位置づけられるようになった。このことにより県内すべての言語障害学級は「通級による指導」に移行し、30 年来の矛盾を解消することとなったが、教員配置の根拠を定めなかったため、現在に至るまで通級指導担当者は加配教員という立場となり、教員配当に曖昧さを残すこととなった。

平成 10 年、静岡市において「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会の静岡大会」が開催された。大会を開催するにあたって、校長会組織や行政との関連が薄いことが大きな障壁となっていたが、大会の開催を機に難言教室（学級）設置校長会を組織し、事務局校校長が実行委員長を務めるなどの組織改革を行った。その後もこの静言研会長に現職校長が就任するなど研究団体としての強固な基盤が確立されていった。

平成 19 年度より、会の名称を静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会と改め、発達障害通級教室を組織会員に加えた。特別支援教育の実施に伴い、教育現場からのニーズが拡大したり、求められる専門性に変化が生じたりしており、新たな課題への取り組みが急務となってきた。今まで以上に、校長会組織や行政との関連を強め、連携して言語・聴覚・発達障害教育にかかわる指導者の資質向上や教育環境整備に努めている。

2 組織の構成

運営組織としては、公立小学校設置校校長による会長（1 名）・副会長（3 名）を置き、会員の中から運営委員（平成 26 年度 22 名）専門部員（平成 26 年度 16 名）を互選している。

会員は、言語・聴覚・発達障害教室担当者、幼児言語教室担当者を中心に医療・福祉関係者、教育行政担当者、学識者、通常学級担任、特別支援学級担当者、特別支援教育コーディネーターなど約 240 名で構成されている。

3 研修と事業内容

- ① 定例研修会（年 3 回東中西の各地区で順次開催）
- ② 新任者研修（通級教室経験年数 3 年未満の指導者対象 平成 26 年度 65 名参加）
- ③ 地区講習会（各地区において）
- ④ 小中学校通級指導教室設置校長・幼児指導機関所属長会（東中西の各地区において）
- ⑤ 要望書の提出（県教育委員会、各政令市）
- ⑥ 各専門部会（研究部、広報部、会計部、調査対策部）
- ⑦ 県身体障害者福祉会（県厚生部）補助事業
 - ・ 幼児教室運営費補助事業
 - ・ 地区講習会への助成
 - ・ 指導者研修会への助成
 - ・ 啓発事業（ホームページによる相談事業）への助成

要 望 事 項

I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。
- 2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつその経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように人事面での配慮をお願いいたします。
- 3 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、予算として配慮をしていただくようお願いいたします。また、通級指導教室担当者と校内特別支援コーディネーターとの連携もとても大切な業務のひとつです。ぜひ、校内特別支援コーディネーターと十分な連携がとれるよう校内特別支援コーディネーターの担当時間数のご配慮をお願いいたします。

II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は、増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

難聴児のニーズについて、発達段階に応じて的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・ 在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・ 研修会等で難聴障害についての理解を広げる場の設定すること
- ・ 医療機関や保健センター、幼・保育園、学校が連携して情報を共有すること

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることを願います。また、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。
- 2 県内では、中学校の発達障害通級指導教室は静岡市に2校、浜松市に3校ありますが、他市町は通級での指導を受けることが出来るのが6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室の新設を進めて下さいますようお願いいたします。

V 早期指導充実発展のための要望

- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。
そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われまます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。
- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託等を配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

VI サテライトの現状について

近年、県内複数の市でサテライト校における通級指導が実施されるようになり、本研究会にもその成果が報告されています。一方、指導効果に対する疑問点や、運営面での課題についても多くの意見が寄せられています。「必要な子に対して必要な時に必要な支援・指導を行う」という通級の理念を具現化する一つ的手段として、サテライト方式がよりよいものになることを願い、現状を報告いたします。

I 通級教育の充実のための要望

1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、平成8年度には言語障害通級指導教室が29教室しかなかったものが、各教育委員会のご努力により、今年度は発達障害通級指導教室も併せて84教室にまで増えてきました。

しかし、資料I-1-①からも分かるように、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています。特に西伊豆・東伊豆・南伊豆地区は他の地区同様多くのニーズがあるにもかかわらず（資料I-1-②参照）言語・幼児・発達障害のどの教室も存在していません。

また、市町村合併により、同一市町内でも遠距離から通級している児童もいます。そのため、峠をいくつも越え往復2時間も車を走らせ通級させているという話も耳にするほどです。さらに適応改善以外の理由で途中退級した児童の保護者に理由を尋ねると約2割の方が「送迎困難のため」と答え未改善のまま通級を諦めるという残念な実態もあります。

こうしたことから、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。

資料I-1-① 通級指導教室未設置の市町

	言語教室	幼児教室	発達障害教室
東部	伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町	下田市 伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町
中部	川根本町	川根本町	川根本町
西部	浜松市西区		浜松市北区 浜松市天竜区 湖西市 森町

資料 I - 1 - ② 静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 地域相談事業 実施幼児数

	平成23年度	平成24年度	平成 25 年度
東伊豆町	14 (17)	14 (22)	10 (28)
河津町	9 (11)	10 (22)	11 (16)
南伊豆町	1 (1)	3 (3)	1 (1)
松崎町	4 (4)	2 (8)	3 (7)
西伊豆町	5 (6)	12 (21)	11 (19)
合計	33 (39)	39 (76)	36 (71)

() 内は延べ相談実施数

※啓発事業とは

言語障害児指導相談事業補助金（県健康福祉部より）を受けて静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会が平成 23 年度より 3 カ年計画で通級教室がない伊豆の地域に相談事業を実施した。会員 2 名が上記の町に出向き、幼稚園等を会場にして言語等の相談を行った。

25 年度は、予算の関係で 2 回目以降の相談は発音を中心に行った。西伊豆では、園の先生が声掛けを続けて 4 回目にやっと相談にこぎつけた園児が 4 名いた。先生方は指導を見学したり、気になる園児の保護者に相談をすすめたりするなど、通級指導についての理解が深まった。

また、この啓発事業の結果、河津町では 25 年度から町独自の言語相談が始まった。東伊豆町でも、26 年度から同様の計画があるということである。

まだ独自の言語相談事業が予定されていない西伊豆町や松崎町にも 26 年度も啓発相談を行っている。

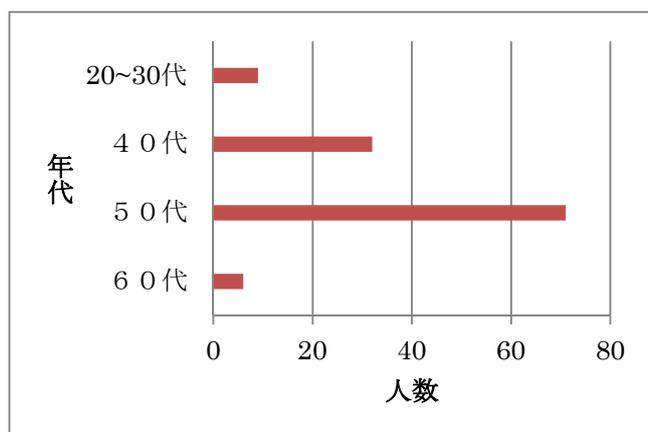
2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつその経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように人事面での配慮をお願いいたします。

県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、資料 I - 2 - ①が示すように担当者の年齢は 65%が 50 歳代以上で、20 歳代は 2%、30 歳代は 6%という状態にあり、明らかに年配者に偏っています。この背景には、豊かな教職経験の上でしか築き上げることのできない高い専門性を要求される職であるためと思われます。

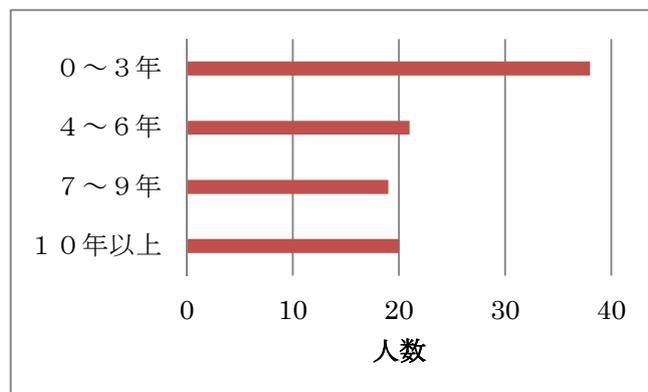
また資料 I - 2 - ②が示すように、担当者の半数近くが経験年数 3 年未満となっており、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題としてあげております。このことは、1 市町 1 教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいことが要因と考えられます。

このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり深めたりすることを難しくし、通級指導教室の質を低下させる原因にもなりかねません。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立って均衡のとれた人事が行われるようにご配慮をお願いします。

資料 I - 2 - ① **通級教室担当者年代別分布**



資料 I - 2 - ② **担当者通級教室経験年数**



そのためにも、近隣地区や新任者等の研修の機会を設け、担当者が幅広く育成されていくようにご配慮をお願いいたします。

平成 24 年 5 月 1 日現在、全国で通級による指導を受けている児童生徒は 77,882 人です。

(H25 年度文部科学省通級による指導実施状況調査結果) 静岡県は 2,270 人で全国 8 位です。通級担当教員の全国合計は 6,205 人で、全国平均 132 人です。静岡県の担当者は 115 人で全国 14 位です。

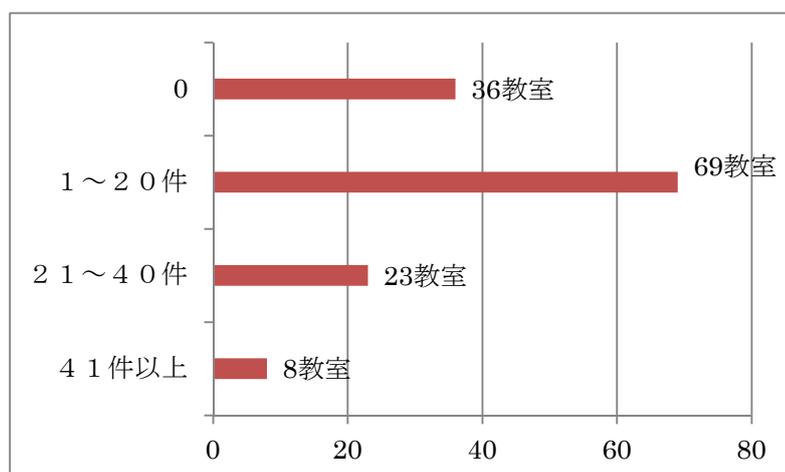
通級児童生徒・教員数の最も多い東京都は 10,497 人の児童生徒を人の教員 1,425 人で対応し、1 人当たり 7.3 人を担当しているのに対し、静岡県では 2,270 人を 115 人で担当しているので、1 人当たりの担当児童生徒数は 19.7 人で、東京都に対し 2.6 倍の人数を担当していることがわかります。担当人数が多いことで、複雑な書類の整理や在籍校との連絡調整に時間がかかることや通級児が通える時数が少なくなってしまうことにつながっています。(週 1 回の通級が隔週になるなど)

3 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、予算として配慮をしていただくようお願いいたします。また、通級指導教室担当者と校内特別支援コーディネーターとの連携もとても大切な業務のひとつです。ぜひ、校内特別支援コーディネーターと十分な連携がとれるよう校内特別支援コーディネーターの担当時間数のご配慮をお願いいたします。

通級指導教室は、通級児が在籍校で自分らしさを発揮しながら、生き生きと活動することを大きな目的としています。通級指導教室の指導で教育効果を高めるためには、在籍校との連携は欠くことのできない重要な活動の一つです。そのため、一人の児童に対し、最低でも年一回の在籍校訪問(資料 I -3)を行うことが理想と考えられます。また、年度の途中での入級にかかわる教育相談の数も非常に多く、在籍校に出向き、学校での様子を把握することも重要です。また、退級していく児童についても在籍校での支援がスムーズに移行できるよう、在籍校での教育相談やケース会議に参加させていただくこともあります。このように、すべての通級児童の在籍校訪問に要する時間を累計すれば相当の時間と旅費を費やしています。

在籍校訪問を必要に応じて行うことができるよう、在籍校訪問にかかる旅費についても予算として配慮をしていただきたいと思います。

資料 I - 3 一教室当たりの在籍校訪問の件数



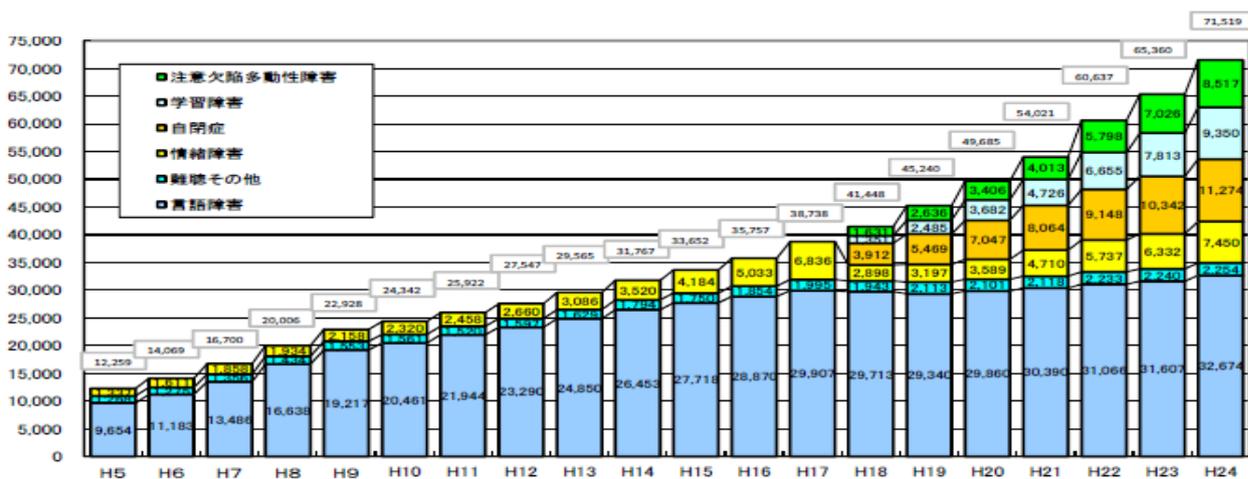
II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

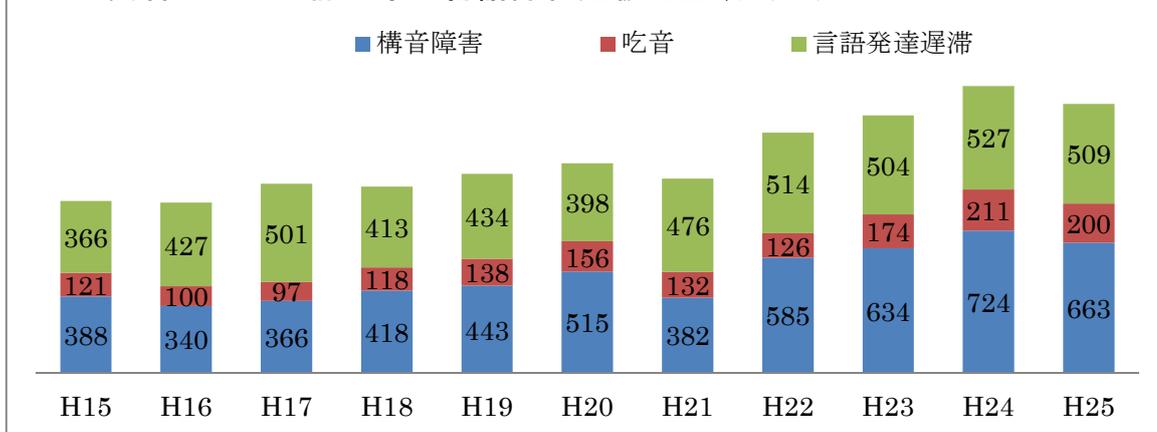
資料Ⅱ－１に示すグラフは、平成５年度から平成２４年度までの通級による指導を受けている全国の児童の推移を示しています。これによると、通級指導を受けている言語障害児の数は全国的に増加傾向にあります。平成２５年度５月１日現在の「平成２５年度通級による指導実施状況調査結果について」によると、言語障害３３，６０６人に達しています。これは、昨年度比９３２人増となります。

また、平成２６年３月に静言研が実施した基本調査によりますと、平成２５年度末までの言語障害通級児童の延べ人数は１，３９８人（構音障害６６３人、吃音２００人、言語発達遅滞５０９人、難聴その他２６人）で、本県も全国の推移と同じように平成１５年から増加傾向にあることがわかります。（資料Ⅱ－２）

資料Ⅱ－１ 通級による指導を受けている児童生徒数の推移
(全国公立小・中合計)



資料Ⅱ－２ 静岡県内の言語障害通級児童数（人）



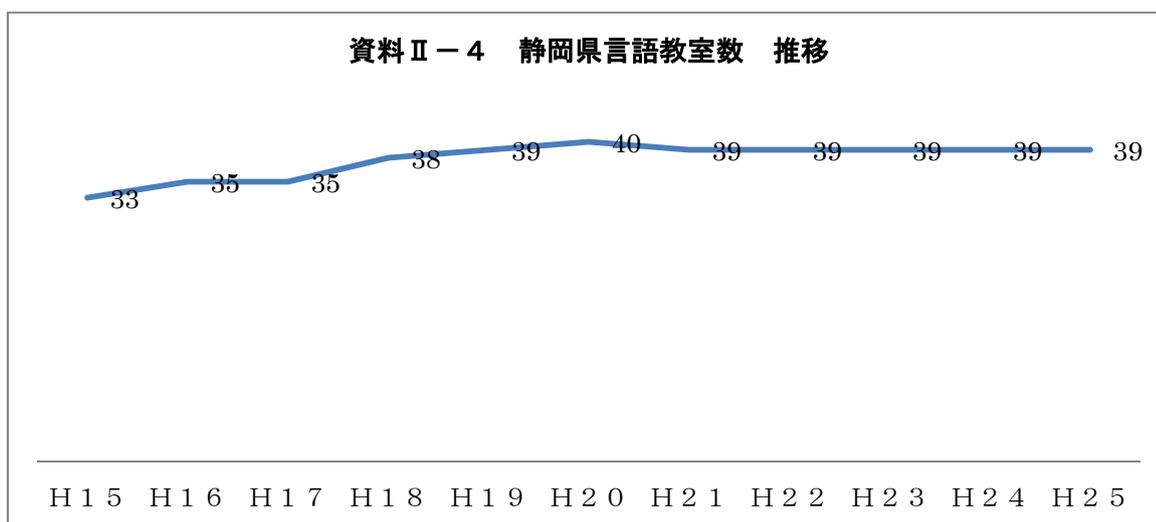
また、平成 23 年度全県調査では、資料Ⅱ-3 が示すとおり、現在通級していないけれども言語面の困難さがあり指導が必要と在籍学校で認められている児童が小学校 244 人、中学校 27 人いることが報告されています。

このような状況でありながら、資料Ⅱ-4 のとおり県内の言語障害通級指導教室数は平成 21 年度より横ばいとなっています。

このような教室数や担当者の不足は、担当者一人当たりが指導する児童数や、必要があっても指導を受けられない待機児童の増加を招いています（資料Ⅱ-5）。平成 25 年度の待機人数は前年度よりも 20 人（26%）増で、児童や保護者のニーズに十分応えているとは言えない状況です。

資料Ⅱ-3 通級指導教室での支援を受けている児童・生徒、ならびに、
未通級で通級指導教室での支援が必要であると思われる児童・生徒

小学校			中学校		
	現在通級中	通級していないが通級が必要		現在通級中	通級していないが通級が必要
言語教室	925	244	言語教室	通級なし	27
難聴教室	26	9	難聴教室	9	1
難聴学級	4	0	難聴学級	0	0
発達教室	580	1106	発達教室	20	329
合計	1535	1359	合計	29	357



資料Ⅱ-5 平成 25 年度 通級教室における待機児童数 (人)

	東部	中部	西部	合計
人数 (人)	37	50	28	115

下記の資料Ⅱ－６・７・８・９は、「平成 25 年度幼児ことばの教室に通っていた児童について」の資料です。

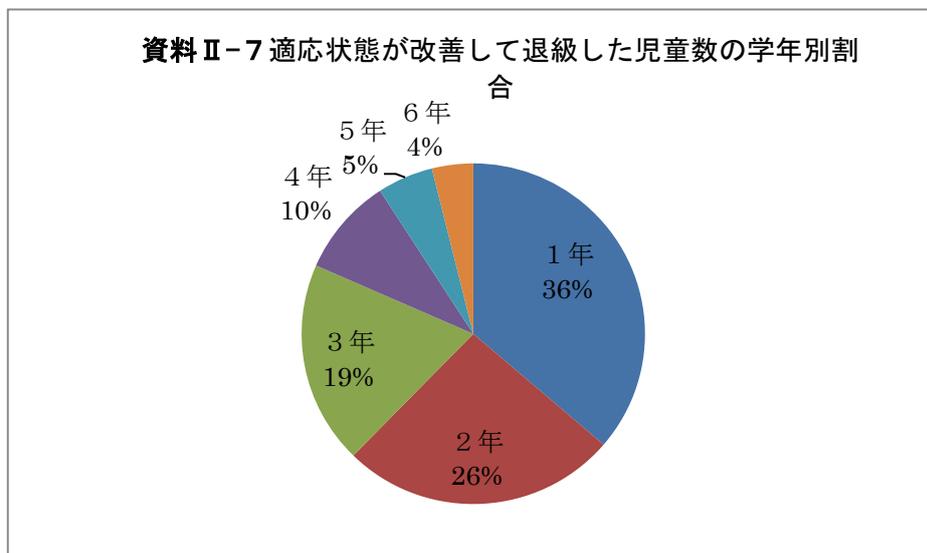
言語障害における早期教育の成果は、これまでも報告されていますが、資料Ⅱ－６・７からは、学年が低いほど適応状態が改善されやすいということがわかります。また、資料Ⅱ－８・９は適応状態が改善し、退級した児童のうち、幼児言語教室に通っていた児童の数を示しています。この資料からは、早い時期から指導を受けることによって適応状態がより早く改善することが把握できます。また、小学校言語通級教室担当者は「保護者が通級に協力的である」「保護者が子どものことをよく理解している」「通級で取り組むべき課題がはっきりしている」「指導時に必要な基礎・基本が備わっている」「児童が意欲的に授業に参加する」と幼児言語教室の指導効果を挙げています。

以上を踏まえ、言語障害を持つ児童・生徒の適応状態を一日でも早く改善するために、待機児童を出さず、支援を必要とするすべての児童が早い時期から専門的な指導を受けられるよう、適切な言語障害通級指導教室の設置や担当者の配置をよろしくお願いいたします。

資料Ⅱ－６ 適応状態が改善して退級した児童数

	東部	中部	西部	全県	比率
1年(人)	37	94	103	234	36.3%
2年(人)	27	72	69	168	26.0%
3年(人)	24	68	32	124	19.2%
4年(人)	10	32	18	60	9.3%
5年(人)	2	24	8	34	5.3%
6年(人)	6	16	3	25	3.9%
合計	106	306	233	645	100%

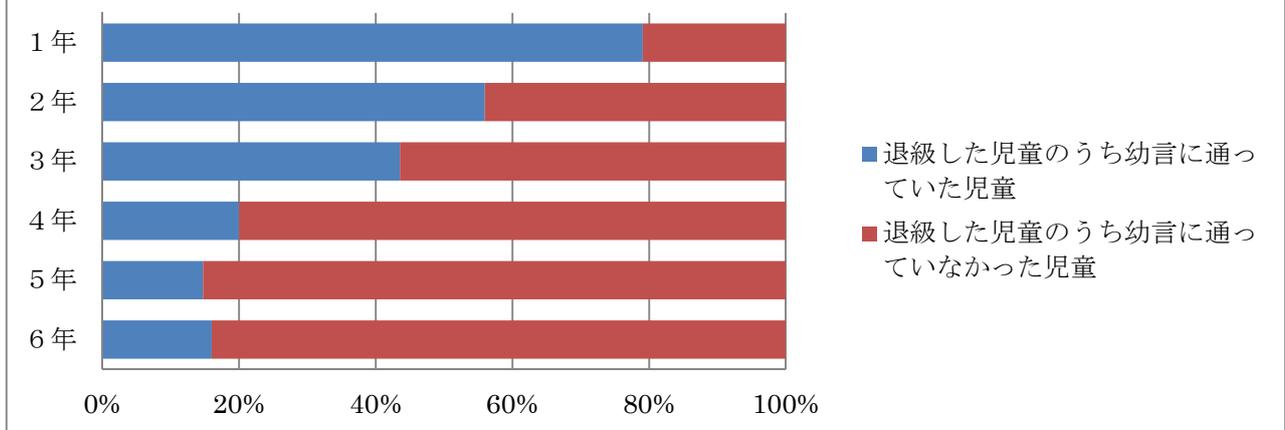
資料Ⅱ－７ 適応状態が改善して退級した児童数の学年別割合



資料Ⅱ－８ 適応状態が改善して退級した児童のうち幼児言語教室に通っていた児童数

	東部	中部	西部	全県	退級児童中の比率
1年(人)	26	68	91	185	79%
2年(人)	15	40	39	94	56%
3年(人)	9	30	25	54	44%
4年(人)	2	4	6	12	20%
5年(人)	0	1	4	5	15%
6年(人)	0	2	2	4	16%
計	49	134	157	329	55%

資料Ⅱ－９ 適応状態が改善して退級した児童の幼言に通っていた児童と通っていない児童の学年別割合



Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

難聴児のニーズについて、発達段階に応じた的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・ 在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・ 医療機関や保健センター、幼・保育園、学校が連携して情報を共有すること
- ・ 研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること

本県の FM 補聴システムの無料貸し出し事業に今年度（8 月）新たにデジタル無線補聴システム機が加えられたこと、昨年度より実施されている「軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」は、身体障害者手帳を持たない難聴児とその保護者にとっては、どちらも大変心強い事業であり、これらの事業に関してのご尽力に心より感謝申し上げますとともに、今後も、継続、拡大していただけますようお願いいたします。

さて、新生児聴覚スクリーニング検査が実施されるようになり、早い時期から中度以上の難聴が発見できるようになったため、高度・重度難聴があっても人口内耳や補聴器を装着して早期の補聴開始、コミュニケーション指導が受けられるようになってきました。それに伴い、聴覚特別支援学校の通級指導教室に通級しながら通常学級にインテグレーションする児童生徒が増えたものの、在籍校で軽・中等度難聴児と同じような困難さをかかえていると聞くことがあります。

軽・中等度難聴児のかかえる困難さとは、少しきこえているだけにかえてその困難さをだれにも分かってもらえないことです。FM 補聴器貸与児童の感想（資料Ⅲ－1）にもあるように、難聴児自身も自分がどれだけ聞き落としているのかが分からないので、本人に確かめると「きこえる。大丈夫。」でありながら、実際には情報が欠け落ちたままの状態が積み重なっていきます。その上、静かなところや1対1の会話では、ききとることができるので、「（いつでも）きこえている」「補聴器をつけているからきこえる」と「誤解」されたりします。このように、きこえにくさは本人にも周りの人にも分からないので、「ニーズがない」と捉えられてしまうことがあるのです。

在住地域に聴覚障害特別支援学級や通級指導教室があれば、早い時期から発達段階に応じた障害理解教育を進めることができ、同じ障害をもつ仲間と出会い、遠慮せずに気持ちを出す経験をしたり、きこえについて正しく認識したりすることもできます。そして、担任と共に集団の中でのよりよい支援を考えることが可能になります。しかし、県内では、平成 22 年度を境に聴覚障害特別支援学級・通級指導教室数は、減少しています（H22：11 教室 H23～：3 教室、但し静言研に入会している教室数）。そのような支援を受けることなく思春期に入り、中学生になると、新たな困難が生まれます。学習内容や難語句が増えるだけでなく、教科担任制となり、人間関係も複雑になるからです。そのような生活の中で、自分が得た情報に不安があっても口にできず、自己肯定感が持てないまま、学習意欲の低下や不登校など、二次的な障害につながることも懸念されます。

このような学校生活の中での困難さや問題を軽減するためには、難聴児のニーズをキャッチすることができる人が学校内にいることが必要だと考えます。特別支援コーディネーターや就学指導担

当・養護教諭等の研修会で難聴について触れていただき、理解してくれる人が学校に増えれば、難聴児のニーズに気付くチャンスが広がります。そこから、聴覚障害特別支援学級・通級指導教室とも連携しやすくなると思われます。軽度難聴で医師から（医療面で治療の継続、ある程度の生活言語の獲得という意味で）「心配ない。」と言われた保護者に、学校生活で起こりうる心配や可能な支援について伝えることもできます。このように、医療機関、市町の保健センター、幼・保育園、小・中・高等学校、聴覚障害特別支援学級・通級指導教室がそれぞれ継続してなめらかに連携することができれば、難聴児の情報を共有して支援できるようになると考えます。

小学生の保護者は、中学校での生活や学習、高校受験（特に英語）に様々な不安をもっていることが分かります。（資料Ⅲ－２）。英語のヒアリングの受け方などについては、公立学校では対応してもらえないケースが増えていると聞いています。しかし、実際には、各中学校で個のニーズに応じた支援がなされていないため、自分に合った受験方法が分からず支援を受けられない場合もあり、学校によって受け入れに差があることも事実です。県内のすべての高校で難聴生徒も「きくことができる」という平等な条件のもとで受験できるよう、これからも働き掛けをお願いいたします。

解決策の一つとして、静岡市内に、英語の時間に限って支援員を導入している中学校があります。しかし、支援員は英語の教員免許を有するものの、聴覚障害についての専門的な知識を得る時間も無く、授業以外で難聴生徒とかかわる時間をもったり担任と支援方法を模索したりすることはしていません。難聴児や保護者のニーズに応えるには、支援員であっても専門的な研修に参加することが保障され、個に応じた支援のあり方を本人とともに考えていかなければならないと思います。

このように、難聴児のニーズについて、発達段階に応じた的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けることができるよう、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通ったり、難聴児とかかわる医療機関や市町の保健センター、幼・保育園、学校が連携して情報を共有したりし、研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定していただけるよう、更なるご配慮、ご検討をお願いいたします。

（資料Ⅲ－１）

「FM補聴器貸与児童の保護者へのアンケート」（県立総合病院乳幼児聴覚支援センターの資料）」より

<p>学 習 効 果 に つ い て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガヤガヤしている所や授業中周りの友達が話していても、先生の声が聞き取りやすくなった。 ・ 中学では多数の先生の授業を受けるようになるので更に有効的に使用できると思う。 ・ 運動場や体育館などでは、FM補聴器を使用することで今まで聞き取れなかった部分を聞き取ることができ、行動しやすくなった。 ・ 先生の言っていることが分かるので、今は自信を持って発表や授業の中でも、生き生きと活動している。周りの子から明るくなったと言われた。
--------------------------------	--

難聴への理解について	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を着けていれば大丈夫と思っていたが、聞こえていなかった事がたくさんあったということが分かった。 ・発表する友達がFM補聴器を使ってくれたのでよく聞き取れた。 ・集会時も校長先生や、他の先生方が使ってくれて、とても助かっている。 												
購入について	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって必要かどうか、買うことに悩んでいたが、6か月間の無料貸し出しのおかげでFMの必要性を感じることができた。 												
貸与児童について	<table> <tr> <td>貸与児童総数</td> <td>11名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在貸与数</td> <td>9名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>待機待ち</td> <td>2名</td> <td>*手続き中</td> </tr> <tr> <td>延長審査申請児</td> <td>5名</td> <td>*延長6カ月</td> </tr> </table>	貸与児童総数	11名		現在貸与数	9名		待機待ち	2名	*手続き中	延長審査申請児	5名	*延長6カ月
貸与児童総数	11名												
現在貸与数	9名												
待機待ち	2名	*手続き中											
延長審査申請児	5名	*延長6カ月											

(資料Ⅲ-2)

聴覚障害通級指導教室（富士宮東小みみの教室）に通級する高学年児童の保護者アンケートより

中学校生活への不安・望むこと

心配なことはありますか	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は「きこえているから大丈夫」と言うが、これからどの程度理解できるか。 ・小さい声はきき取れないので、先生や友達の話が理解できるか。 ・勉強についていけるか。(特に英語) ・英語のききとりができるか。 ・きこえていないことが原因でいじめられないか。 ・きこえについての先生や友達の理解が得られるか。 ・災害時にきちんとした情報が得られるか。
学校に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・先生方の難聴への理解 ・ききとれずに困ったときに助けてほしい。 ・試験の時に、配慮してほしい。 ・いろいろな情報がきちんと得られるように配慮していただけるとありがたい。
聴覚障害通級指導教室に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに相談にのってほしい。 ・授業や部活を休まずに通級できるなら、通級したい。 ・受験についての情報を教えてほしい。また、親としてできることがあれば知りたい。

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町村においては、一刻も早く新設されることを願います。また、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設をお願いいたします。

発達障害の通級指導教室の設置が進んでいますが、資料Ⅳ－１－①のとおり、現在、県内23市中3市、12町中10町、政令指定都市である浜松市の7地区中2地区が、発達障害通級教室が未設置となっています。

また、資料Ⅳ－１－②で示す平成26年3月における状況調査では、正規で931名、サービスで112名と合計1,043名の児童が指導を受けている実態が把握されました。昨年度と比べると、発達障害の通級教室における指導を必要とする児童は増加傾向にあることがわかります。（資料Ⅳ－１－③参照）

このことから、発達障害通級指導教室の設置がまだまだニーズに応えるものではないことは、明らかです。

未設置の市町においては、一刻も早く新設されることを願うとともに、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設をお願いいたします。

資料Ⅳ－１－①

平成26年度発達通級教室未設置の市町

地区	未設置市町		就学児童数
東部	伊豆市		1,322
	下田市		921
	賀茂郡	東伊豆町	493
		河津町	352
		南伊豆町	406
		松崎町	281
		西伊豆町	320
	駿東郡	清水町	1,863
		長泉町	2,658
		小山町	1,010
中部	榛原郡	川根本町	214
西部	浜松市	北区	5,093
		天竜区	1,071
	湖西市		3,358
	周智郡	森町	971

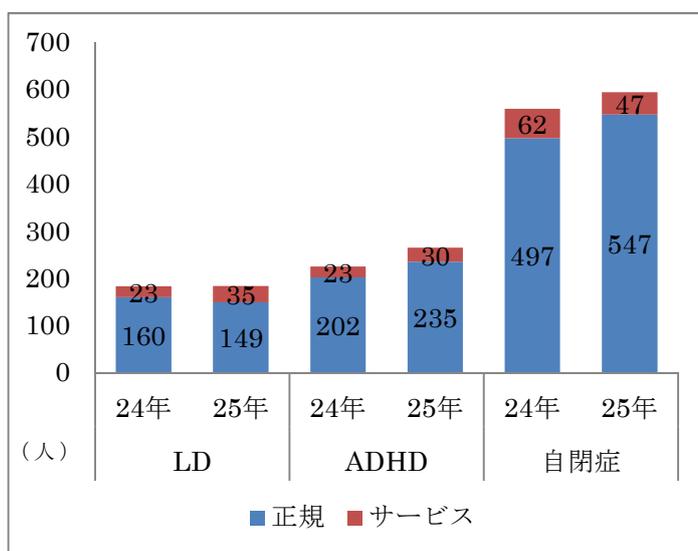
資料Ⅳ－１－②

25年度末地区別静岡県発達教室通級児童

発達教室	東部	中部	西部	県(合計)
正規	220	506	205	931
サービス	40	27	45	112
合計	260	533	250	1,043

資料Ⅳ－１－③

障害の状況別延べ人数



2 県内では、中学校区の発達通級指導教室は浜松に 3 校、静岡市に 2 校ありますが、他市町は通級での指導を受けることができるのは 6 年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室の新設を進めて下さいますようお願いいたします。

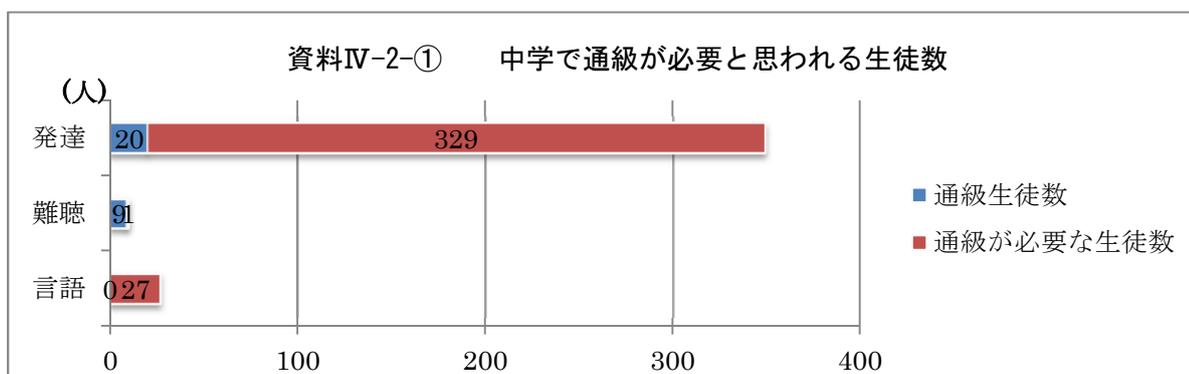
平成 23 年 66,011 人を対象に実施した全県調査では、資料Ⅳ-2-①に示すとおり全体の 0.5%にあたる 357 人の生徒が中学で通級指導を必要としてあげられ、その中の 9 割以上である 349 人が発達障害通級指導教室対象の生徒となるという結果が得られました。この結果から、平成 23 年度に中学校の発達障害通級教室にて指導を受けている生徒は、支援を要すると考えられる生徒のわずか約 5%であり、ニーズに応えるには、ほど遠いものになっていないことがわかります。

資料Ⅳ-2-②は、平成 26 年 3 月、通級指導を受けている 6 年生の保護者 119 名を対象としたアンケート結果です。

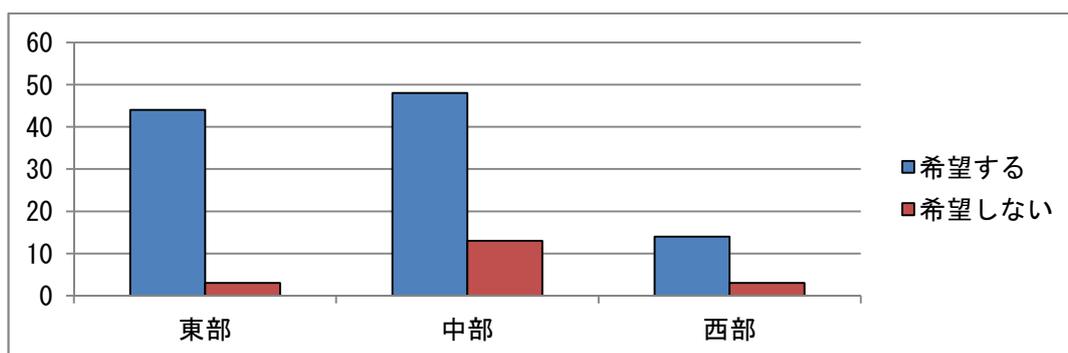
中学での通級指導を希望する保護者の声が 106 名と、全体の 85%を占めていますが、平成 26 年度現在静岡県において、中学校に発達教室が設置されている市は、現在政令都市の静岡市と浜松市の 5 校のみであるため、実際通級指導を受けられている生徒数は合計 28 名と、保護者が通級を希望している生徒の約 26%という結果でした。

この調査結果から、せっかく小学校で通級指導を受け、中学進学後も継続指導が必要と思われる児童の割合が、全体の 8 割以上になるのにも関わらず、そのうちの半分以上が中学校に通級指導教室がないために指導を中止せざるを得ない状況になっていることは明らかです。

小学校で通級指導を受けてきた生徒保護者にとって、自立に向かう中学校期の大切な時期に特別な指導・教育が中断されてしまうことが、今や大きな不安となっています。このことが、将来の社会自立を妨げることになる可能性も否定できません。



資料Ⅳ-2-② 中学校での通級指導を希望する保護者



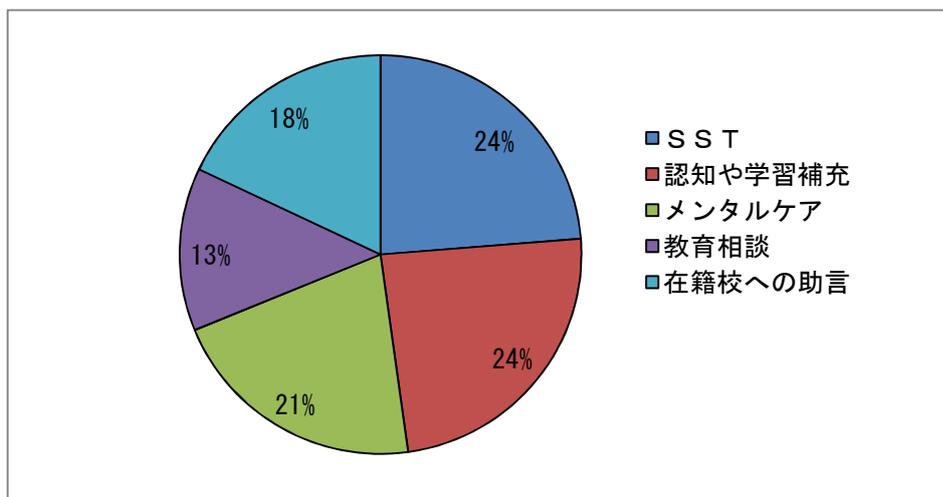
資料Ⅳ-2-③は、保護者が望む中学校における通級指導の内容です。S S Tや認知学習の補充の次に、メンタルケアの割合が高いことが、注目すべき点です。

中学校期、思春期を迎えることにより、生徒らに小学校期とは異なる新たな問題が起こり、困難さを感じるであろうことは十分予想されます。実際、小学校の時は問題なかった生徒が、中学校に入って数学や英語が難しいといった学習面や、先輩後輩の上下関係や違う小学校同士の間関係作り、小学校より厳しくなった校則などの生活面で困難さを感じ、通級指導を希望するケースもいくつかあります。不全感の積み重ねは不応の深刻化や二次障害にもつながるでしょう。

文科省の平成15年「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」では、「不登校との関連で新たに指摘されている課題として注目されているものに、学習障害（LD）と注意欠陥／多動性障害（ADHD）等があります。」とあり、現場からも発達障害をもち、不登校傾向にある生徒へのサポートの要請の声が上がっています。

発達障害を持つ生徒が、適切な支援や環境調整を受けることにより、二次的な障害の予防を図ることができるようにするためにも、中学校における発達障害通級指導教室のより一層開設を進めて下さいますようお願いいたします。

資料Ⅳ-2-③ 中学校の通級指導で望むこと



V 早期指導充実発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑み、このことについてご検討くださるようお願いいたします。

「幼児ことばの教室」は昨年度東部地区に1教室増えて、現在47教室あります。その教室を担当する行政や設置場所は各地区の実態や設置の経緯などによりさまざまですが、その約8割は教育行政が担当しています。（資料V-1-①②③）

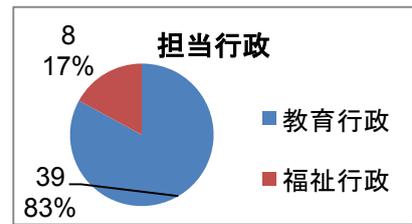
学齢のことばの教室が設置されている小学校内にある「幼児ことばの教室」においては、小学校への就学や通級教室へのスムーズな移行、また指導等に関する日常的な情報交換や研修が行うことができ、成果をあげています。図V-1-④に示すとおり、9割以上の子どもが通常学級へ就学することから、今後できるだけ学齢ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。また東部地区では未設置地域が多く、遠距離のために、通いたくても通えない状況です。そこで幼児のことばの発達や心と身体のバランスのとれた発達のための早期教育の必要性を啓発し、幼児ことばの教室の設置を促進するため、県の助成金により平成23年度より3か年に渡り5町で「東部地区巡回相談事業」を実施しました。それによって、言語指導へのニーズが高まり、幼児ことばの教室の新設が検討されている地域もあるようです。継続して支援が受けられるよう、早急に東部地区に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

中教審より出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告において、「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や支援の充実が必要である」とあります。早期療育の効果と重要性は、医療・福祉・教育各方面において周知の事実であり、改めて述べる必要はないと思われます。本県の通級教育においても、小学校通級児童の約半数は幼児から指導が開始されています。継続して指導を受けることにより、問題の改善・軽減だけでなく、二次障害の防止等の成果をあげていると思われまます。（資料V-1-⑤⑥）また、「幼児ことばの教室」は乳幼児期に、幅広い様々な心配を持つ保護者が気軽に相談できる重要な支援機関であることが就学先からもうかがわれ、今後益々相談希望者の増加が見込まれます。そのためにも指導員の増員を強くお願いいたします。また、待機幼児を軽減するためにも設置基準の内容のひとつとして、対象幼児数に対して指導者数を決定する方向でお願いしたいと思います。

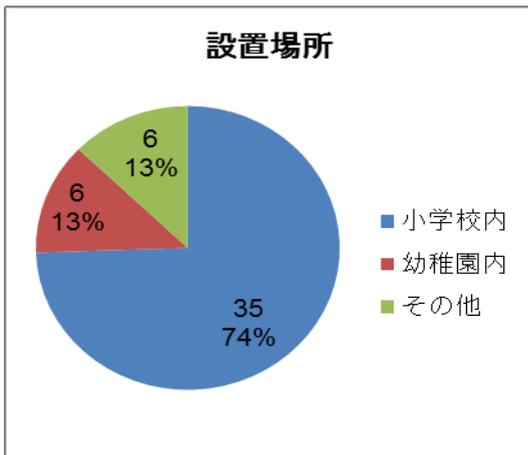
資料V-1-① 担当行政（教室数）

	東部	中部	西部	合計
教育行政	9	18	12	39
福祉行政	6	2	0	8
合計	15	20	12	47

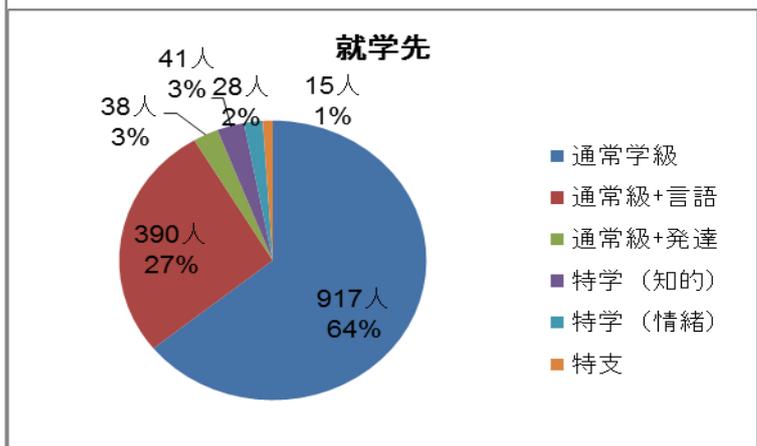
資料V-1-②



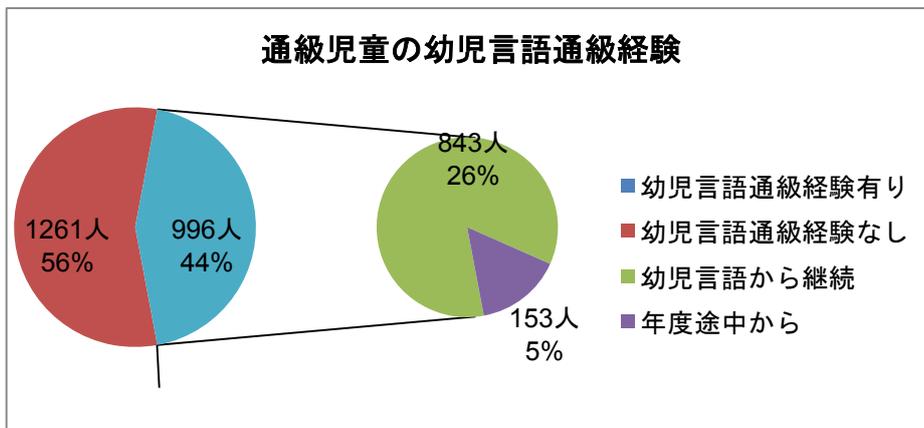
資料V-1-③



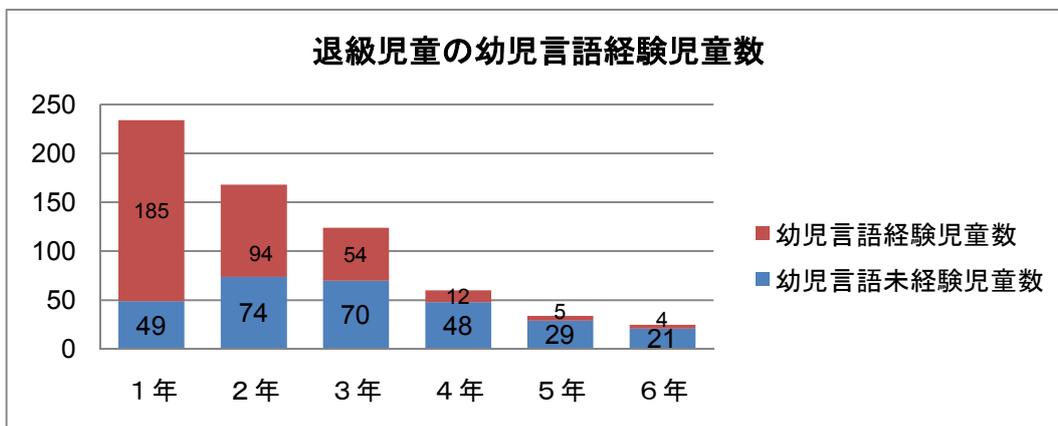
資料V-1-④



資料V-1-⑤



資料V-1-⑥



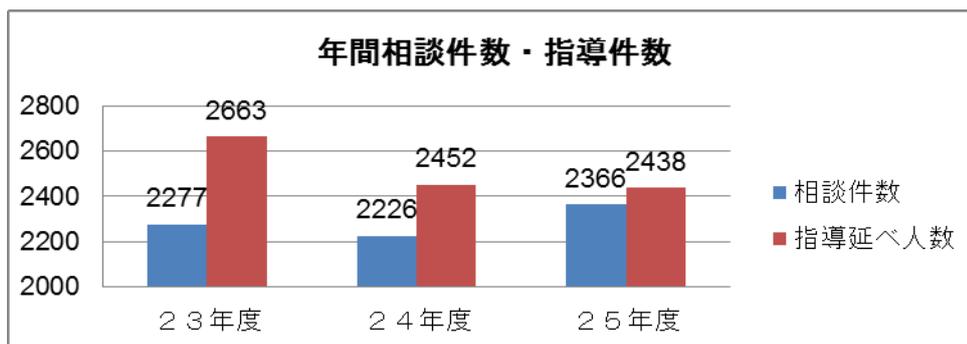
2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。昨年度、県内の幼児ことばの教室での年間相談件数・指導延べ人数は2,500人弱でした。（資料V-2-①②）これは、指導員一人当たりになると、27人になります。勤務形態は市町によって異なりますが、ある市では、幼児言語担当者は週4日勤務ですので、1日7名弱の指導を行うこととなります。保護者の希望や幼児の体力等を考慮すると、指導可能な時間帯が限定されるため、全員を1時限目から終了時の枠までうまく振り分けることは困難です。そのために、毎週指導を行うことが難しくなり、やむを得ず2週間に1回の指導になってしまう事態も起こっています。それでは、指導効果は上がりにくく、通級期間が長引き、待機幼児を作るとということにもつながりかねません。また、1件の相談には的確なアセスメントのために数時間を要し、指導には個々の特性に応じた教材準備・評価等、多くの時間がかかります。また、指導員は、園との連携や啓発、他機関との連携や支援など、指導以外にも、指導に関連した様々な業務が求められ、その責任を担っています。（資料V-2-③）その職責を担うためには、研修の充実は不可欠です。現在は本研究会が主催で初任者研修を始め定例研究会を行い、研修の場を設けていますが、県として幼児担当者の研修会を、ぜひ行っていただきたいと願います。

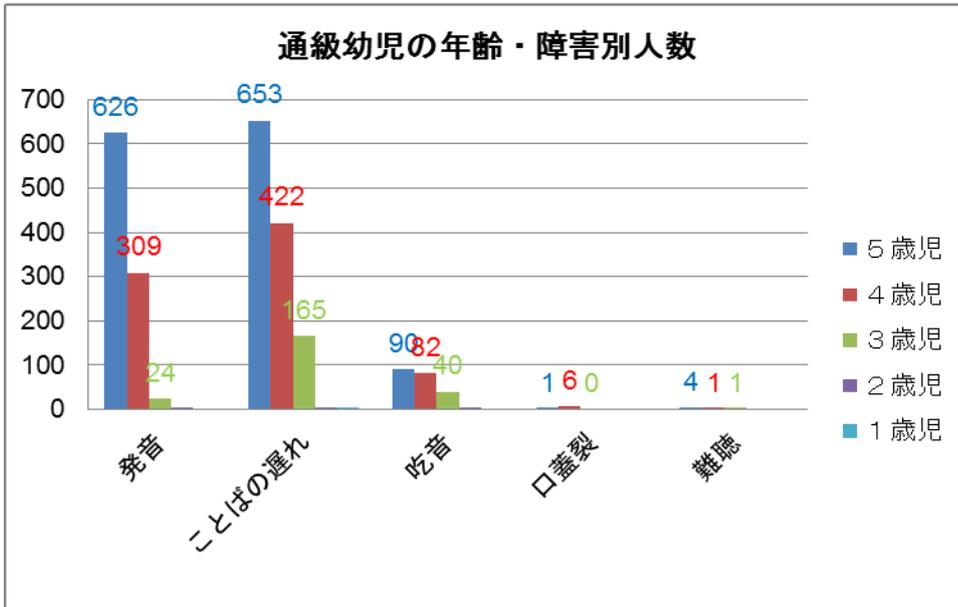
指導員は高い専門性や資格を持ちながら身分は臨時や非常勤であり、正規の職員は9%にとどまっております。（資料V-2-④）今後ますます高い専門性を生かして指導に当たれるよう、できるだけ正規の職員を配置する必要があります。

嘱託などでは勤務年限が制限されている市があり、経験年数が5年以下の担当者が約8割もいます。（資料V-2-⑤）現行のままでは、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、また新たな専門性を身につけるための研修も必要となります。こうした点からも、現行の他業務同様の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

資料V-2-①



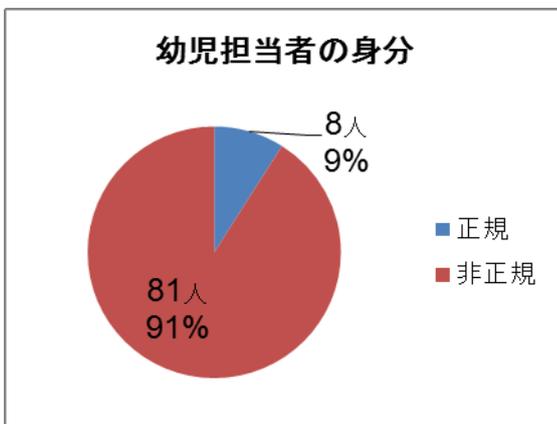
資料 V-2-②



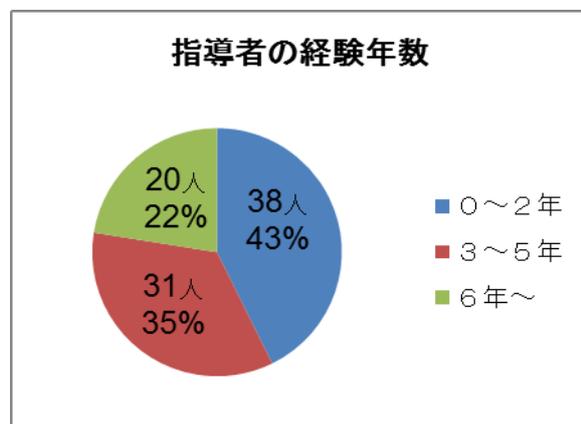
資料 V-2-③

- 園との連携・啓発の取り組み
- 在籍園訪問や電話・連絡ノート、教室便り、指導報告・実態報告書による情報交換
 - 在籍園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
 - 市町内園長研修会や療育支援講座における説明・啓発
 - 公共施設へのポスター・パンフレット等の配布
 - 年度始めや夏季休業中の出張相談やスクリーニング（全園または希望園、保護者の希望に応じる）
 - 電話相談やケース会議への参加
- 他機関との連携・支援
- 医療機関への紹介
 - 母子保健担当者・保健師、発達療育支援機関、大学、医療機関との情報交換
 - 小学校の通級教室との連携や入学時の情報提供
 - ST 主催の講演会や懇談会への参加

資料 V-2-④



資料 V-2-⑤

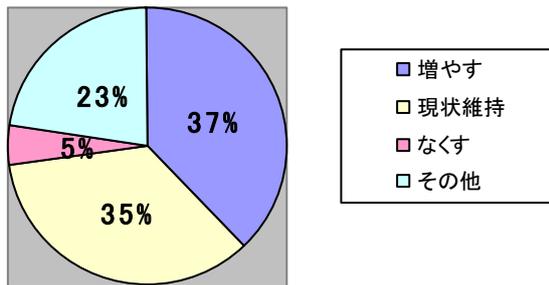


VI サテライトの現状について

近年、県内複数の市でサテライト校における通級指導が実施されるようになり、本研究会にもその成果が報告されています。一方、指導効果に対する疑問点や、運営面での課題についても多くの意見が寄せられています。「必要な子に対して必要な時に必要な支援・指導を行う。」という通級の理念を具現化する一つの手段として、サテライト方式がよりよいものになることを願い、現状を報告いたします。

サテライトの必要性について、学齢担当者を対象に意識調査を行ったところ、「(サテライトを) 増やしたい・現状を維持したい」が半数以上を占めるものの、「なくしたい」「その他の意見」の回答も多くみられました。(資料VI-1) また、それぞれの理由として記述された意見を、資料VI-2 に示しました。

資料VI-1 サテライトの必要性について



サテライトの必要性を感じている担当者からは、通級学区が広範囲な地域のみならず、近隣校であっても「通級児童数が多い学校をサテライト校にする。」「必要に応じて巡回指導を行えるようにしたい。」等、学校や地域の実情に柔軟に対応できるシステムを望む意見が多くありました。

必要性を疑問視する意見としては、「保護者が指導参観することの意義が失われてしまう。」「担当者の時間的、物理的、精神

的負担が大きい現状では維持できないシステムである。」等、サテライトを実施するにあたり考慮すべき点が上げられました。

なお、聴覚特別支援学校からは、聴覚障害児が適切な指導を在住の地で受けられる場が少ないため、サテライトによる通級指導は非常に有効であり、今後も増やしていきたいという意見が寄せられました。

資料VI-2 サテライトの必要性について（理由として記述された主な意見）

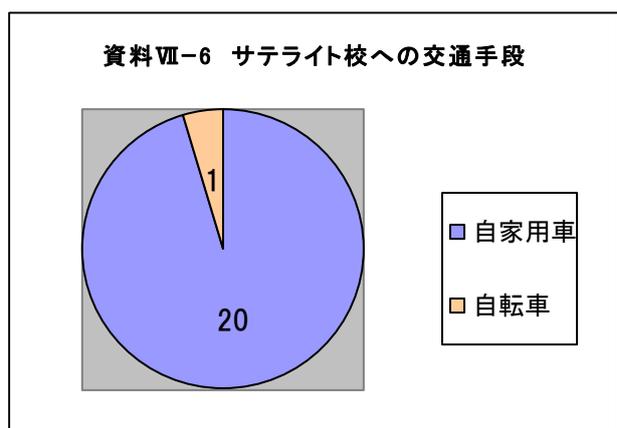
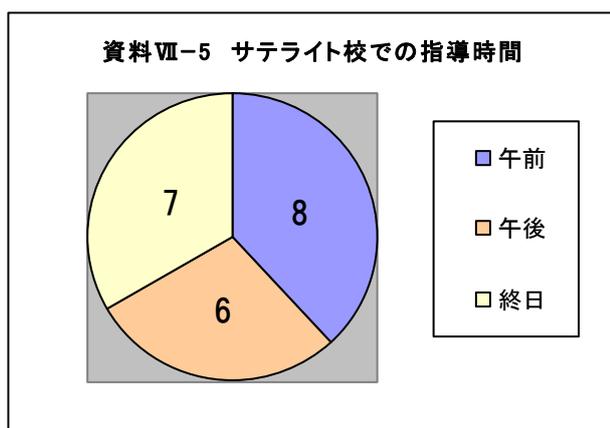
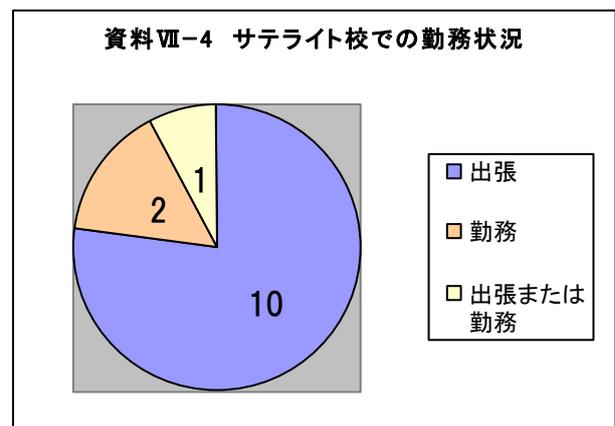
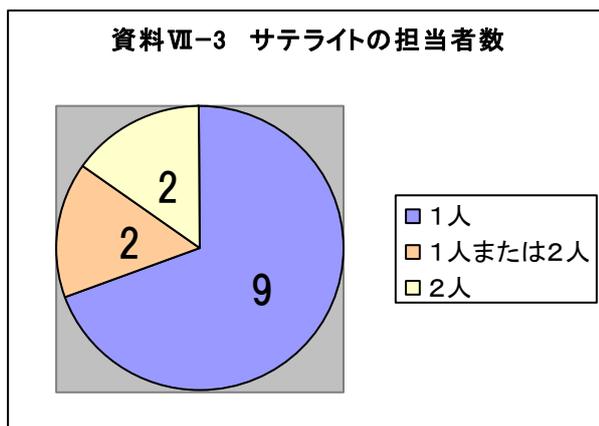
増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通級の負担が軽減できる。保護者からも希望が出ている。 ・保護者の都合で通えない児童に指導機会を保障できる。 ・遠距離でなくても通級児が多い学校（4名以上）は、サテライトによる指導が有効だと思う。また、各校やケースの実情に応じて巡回指導等も行えるとよい。 ・在籍校や在籍学級との連携が取りやすい。 ・サテライト校を中心に教職員・保護者・地域への啓発、情報公開がすすめられる。 ・授業を抜けて指導を受けることへの抵抗が減ることで、時間割が組みやすくなる。 ・新設またはサテライト担当者を増やすことで、更にニーズに応じられる。 ・5日間のうち、1～2日をサテライト校勤務にすることは可能。 ・サテライト教室での指導成果が広がることで、全校に支援教室が設置されるようになるとよい。 ・サテライトの課題を分析し、指導をよりよいものにするために拡充が必要。
現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校に支援教室が設置されることを期待している。サテライト教室での指導成果が広がっていくことはよいが、限られた人数では指導者の負担が大きい。 ・サテライトがない現状のままでも特に問題がない。 ・担当が1人で経験も浅いため、サテライト実施は難しく、要望もない。 ・待機児童もあり、サテライトに行く余裕もない。 ・ことばの教室に限って言えば、母子で放課後に来て同じ時間を過ごし、指導を見たり指導者と話したりすることは意味のあること。サテライトを増やすことが必ずしも子どもにとって良いことだとは思えない。

なくす	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携が薄くなる。通級することが親子の大切な時間となっている。 ・教材・教具を運んでの移動、教室環境の不備等、担当者の負担が大きい。 ・他校通級の子の伸びは自校通級の子に比べて明らかに大きい。サテライトは担当の移動時間等のマイナス要素が大きい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライトよりも教室の新設や拠点校への複数配置を願う。中学校区に1校は通級を設置したい。 ・サテライトは担当者の負担が大きいため、通級に支障がある範囲で実施すればよい。

次に、平成25年度にサテライト指導を行った担当者を対象とした状況調査の結果を報告します。

ほとんどの担当者が「一人で、出張として、週に半日または終日、自家用車でサテライト校に行く」という勤務形態をとっています。(資料VI-3, 4, 5, 6) また、個々の教育的ニーズに応じるため、数多くの教材・教具や検査器具を抱えての移動をしております。担当者が十分に職務を遂行するためには、勤務形態やサテライト校の教室環境について、検討が必要であると思われます。

なお、サテライト校までの道のりは片道2.5km～45km、指導人数は1～8名(平均3.68名)と、担当者間で差異が見られました。遠距離の移動に対しては、公用車の使用を望む意見が出されました。



最後に、この新しいシステムの運営に携わった担当者たちが、サテライトの長所と短所として記述した意見を資料Ⅶ-7にまとめました。今後、サテライト方式の教育的効果をさらに高め、継続可能なシステムとして維持していくための一つの資料として、御一読くださいようお願い申し上げます。

サ テ ラ イ ト の 長 所	<p>【送迎に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と通級児の通級に関する時間的な負担が軽減した。 ・送迎困難な家庭の児童が指導を受けられるようになった。
	<p>【指導・連携に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校通級になり、落ち着いて指導を受けられるようになった子がいる。 ・児童の自宅や在籍校から近くなり時間が有効に使える。(検査実施、面談、在籍校訪問等を行いやすくなった。指導時間や回数を増やせるようになった。) ・学級担任との情報交換がしやすい。児童の様子が分かり課題がより明確になった。指導方針が立てやすく、指導方法や成果についての評価もしやすくなった。 ・児童がどんな指導を受けたかすぐに伝わるので担任がそれを受けた支援をし易い。 ・在籍校の管理職やコーディネーター、関係職員との連携が取りやすくなった。 ・サテライト校の全職員に通級の説明がされており午前中に指導を入れ易くなった。 ・複数担当者で行くと、グループ指導も可能になる。
	<p>【啓発・研修に関すること 及び その他について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト校の職員や児童の通級指導への理解が深まった。 ・サテライト校が担当者の専門性を活かして特別支援教育を推進できる。(対象児だけでなく気になる児童についても教室環境や個別の支援について相談できる。) ・校内委員会の職員やSSW等と、校内体制や研修について情報交換している。 ・通級に関する様々な手続きを直接確認できるので、事務処理がスムーズになった。
サ テ ラ イ ト の 短 所	<p>【教室環境・指導に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト校用のものがないため、個々に合わせた教材・教具、検査器具を所属校から持ち運び、帰校後に片付けている。荷物も多く、大変である。 ・所属校で指導する他の担当者もいるため、教材教具が不足することもあり、活動内容が制限される。 ・プレイルームがないため指導内容が制限され、他の児童ともかかわれない。 ・指導場所として音楽室を借りているが、時折通常学級の授業と重なることがある。 ・パソコンがないためサテライト校では指導記録や資料作りができない。 ・冷蔵庫がないため指導用菓子の保存やアイスマッサージができない。
	<p>【連携に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を取り出す時間の調整や抜けた授業の補充指導が必要。抜ける授業が同じ教科ばかりにならないよう担任に配慮してもらうことが大変である。 ・サテライト校の日課に合わせなければならないため、午前中で下校する日は午後の指導が組めない。 ・担任や本人が通級時間を忘れてしまうことがある。 ・保護者に指導を見てもらったり児童の様子について話したりすることができない。 ・学校によって通級やサテライトの捉え方に違いがある。サテライト校の職員の理解がない場合は指導効果が期待できない。 ・サテライト校との連絡調整がうまくいかないことがある。
	<p>【担当者の勤務に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト校へ行く準備や移動時間など、担当者の負担が大きい。 ・担当者の勤務体制が複雑で、精神的な負担が大きい。 ・サテライト校への移動距離が長く、交通事故等の心配がある。 ・ガソリン代の高騰で出張旅費では足りない時がある。また、オイルやタイヤの減りが早くなる。公用車を利用したい。 ・サテライト校以外の学校への訪問に使える時間が減った。 ・サテライト以外の指導の準備、教室内の打ち合わせ、事務的な仕事の時間がつくりにくくなった。所属校での教室運営や校内業務が滞り、多忙感が増した。

